労基報よっかいち

7　月　号

第135号　2021年7月1日

発行人
一般社団法人四日市労働基準協会

四日市市西浦一丁目1－10
ＴＥＬ 059－353－3910
ＦＡＸ 059－352－1311

令和3年度全国安全週間を迎えて

四日市労働基準監督署長　松　田　滋

四日市労働基準協会の会員の皆様におかれましては、日頃から当署の行政運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年から三度にわたり緊急事態宣言が発出され、当地域には今般、まん延防止等重点措置の重点区域として適用されるなど、まだまだ予断を許さない状況ではありますが、ようやくワクチン接種が開始され明るい兆しも見られ、早期の感染の縮小、沈静化が望まれるところです。当面は、三密を避け、『新しい生活様式』の定着が求められますので、改めて「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用の上、職場の対策を今一度ご確認いただくとともに、職場におけるクラスターにより労働者が感染症に罹患した場合などは、労災保険の給付対象となることにもご留意いただければと存じます。

さて、本年も、全国安全週間が開催されます。

全国安全週間は昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」の理念のもと一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えます。本年度のスローガンは、

『持続可能な安全管理　未来へつなぐ安全職場』

となっており、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していくことを目指すものです。

当署では、本年、死亡災害ゼロ・死傷災害700人未満を目標として推進運動を行い、重点として高年齢労働者の災害防止、転倒災害の防止に取り組んでいるところです。

高年齢労働者の災害は増加の一途ですが、厚生労働省で策定された「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)により、高年齢労働者の特性に合った職場の見直しを進めています。また、災害の多くを占める転倒災害については、「STOP！転倒災害プロジェクト」と称して、各種取り組みを進めているところです。

本年に入り、当署管内の休業4日以上の死傷災害は、5月末日時点で272人と昨年の同時期と比べて50人の増加となっており、死亡災害もすでに3件発生しています。特に、近年、事業場の建物屋根の補修作業等において、作業者がスレートなどの屋根材の踏み抜きによる転落災害が後を絶ちません。多くの踏み抜きは重篤な結果を招いており、この安全週間を機に、出入り業者を含めこれら災害への注意喚起等の取組をぜひお願いいたします。

最後に、貴協会並びに会員企業の益々の発展を祈念して、安全週間を迎えての挨拶とさせていただきます。

職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、「取組の5つのポイント」の実施状況を確認しましょう。

未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

実施できていれば☑	取組の５つのポイント
□	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
□	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
□	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
□	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『５つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
□	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

職場で新型コロナウイルスに感染した方で業務によって感染した場合、労災保険給付の対象になります。

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、保険給付を受けられます。

対象となるのは?

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

〔事　例〕

① E（建設作業員）さんは、勤務中、同僚労働者と作業車に同乗していたところ、後日、作業車に同乗した同僚が新型コロナウイルスに感染していることから、支給決定された。

② 感染経路は特定されなかったが、H（荷役作業員）さんは、発症前14日間に、日々不特定多数のトラック運転手等と近距離で会話を行う等感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事しており、私生活での行動等から一般生活では感染するリスクが非常に低い状況であったことが認められたことから、支給決定された。

※医師･看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象となります。

【お問合せ先】四日市労働基準監督署労災課　TEL059−351−1661

熱中症予防対策（STOP!熱中症　クールワークキャンペーン）について

職場における熱中症予防対策の一層の推進を図るため、5月から9月までキャンペーンを実施しています。各事業場でも、熱中症予防に取り組みましょう!

熱中症に関する教育教材、参考資料等のご紹介

職場における熱中症予防情報（厚生労働省）https://www.neccyusho.mhlw.go.jp

職場での熱中症について、その予防や対策、熱中症講習会の案内、WBGT値（暑さ指数）、報道発表資料や好事例などを紹介するサイトです。

環境省熱中症予防情報サイト（環境省）https://www.wbgt.env.go.jp

WBGT値（暑さ指数）の情報提供及び「熱中症警戒アラート」の情報提供などを行っているサイトです。

金属アーク溶接等作業について健康障害防止措置が義務付けられます（特定化学物質障害予防規則の改正）

新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業(※)において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第２類物質）として位置付けました。

※**金属アーク溶接等作業**
- 金属をアーク溶接する作業
- アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業

（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）

特定化学物質障害予防規則の条文	作業場別の規則対応一覧表	
	継続した屋内作業場	[illegible]
除じん（第９条）	●	●
ぼろ等の処理（第12条の２）	●	●
床の構造（第21条）	●	●
設備の改造等の作業（第22条）	●	●
立入禁止措置（第24条）	●	●
容器等（第25条）	●（第5項は適用外）	●（第5項は適用外）
作業主任者の選任（第27条～第28条）	●	●
作業環境測定（第36条～第36条の４）	×	×
金属アーク溶接作業の特別規定（第38条の21第１項）	・全体換気装置等の措置 ・溶接ヒュームの濃度の測定 ・換気装置の風量の増加等 ・測定結果に応じた有効な呼吸用保護具の使用 ・フィットテストの実施（年１回） ・床の掃除（毎日１回）	・全体換気装置等の設置（毎回異なる屋内作業場のみ） ・有効な呼吸用保護具の使用 ・床の清掃（毎日１回）
休憩室・洗浄設備（第37条、第38条）	●	●
喫煙、飲食等の禁止（第38条の2）	●	●
健康診断（第39条～第42条）	●（第39条第2項は適用外）	●（第39条2項は適用外）
呼吸用保護具の備え付け（第43条）	●	●

溶接ヒュームの改正の内容は、三重労働局のホームページでご案内しています
https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/20200807.html

令和3年 労働災害発生状況（休業4日以上の死傷者数）

四日市労働基準監督署

令和3年5月末現在

業種		年別	令和2年 死亡者数	令和2年 死傷者数	令和3年 死亡者数	令和3年 死傷者数	対前年比 死亡 人数	対前年比 死亡 %	対前年比 死傷 人数	対前年比 死傷 %
合計			3	222	3	272	±0人	±0.0%	＋50人	+22.5%
製造業	食料品			10		13			＋3人	+30.0%
	繊維工業			1		1			±0人	±0.0%
	衣服その他繊維					1			＋1人	
	木材・木製品			1		1			±0人	±0.0%
	家具・装備品									
	パルプ・紙加工品			1	1	1	＋1人		±0人	±0.0%
	印刷・製本			1		1			±0人	±0.0%
	化学工業			5		5			±0人	±0.0%
	窯業土石製品			2		9			＋7人	+350.0%
	鉄鋼業			3		3			±0人	±0.0%
	非鉄金属			1		1			±0人	±0.0%
	金属製品			4		8			＋4人	+100.0%
	一般機械器具			6		3			－3人	－50.0%
	電気機械器具			4		34			＋30人	+750.0%
	造船									
	造船業以外の輸送用機械等			9		4			－5人	－55.6%
	電気・ガス・水道業									
	自動車整備・機械修理業			1		1			±0人	±0.0%
	上記以外の製造業			2		5			＋3人	+150.0%
	小計			51	1	91	＋1人		＋40人	+78.4%
鉱業	採石業									
	上記以外の鉱業									
	小計									
建設業	土木工事			6		9			＋3人	+50.0%
	木造家屋建築工事					1			＋1人	
	木造家屋以外の建築工事			9	1	14	＋1人		＋5人	+55.6%
	その他の建設業		3	17		7	－3人	－100.0%	－10人	－58.8%
	小計		3	32	1	31	－2人	－66.7%	－1人	－3.1%
運輸交通業・貨物取扱業	旅客運送業			3		1			－2人	－66.7%
	道路貨物運送業			37		47			＋10人	+27.0%
	港湾運送業			1		1			±0人	±0.0%
	上記以外の運送業			5		3			－2人	－40.0%
	小計			46		52			＋6人	+13.0%
第一次産業	林業									
	農業・畜産業			3		6			＋3人	+100.0%
	水産業									
	小計			3		6			＋3人	+100.0%
その他の事業	商業	小売業		27	1	24	＋1人		－3人	－11.1%
		うち新聞販売業		4	1	3	＋1人		－1人	－25.0%
		上記以外の商業		7					－7人	－100.0%
	通信業			3		1			－2人	－66.7%
	保健衛生業	社会福祉施設		12		9			－3人	－25.0%
		医療保健業・その他		8		26			＋18人	+225.0%
	接客娯楽業	旅館業		2		1			－1人	－50.0%
		飲食店		6		8			＋2人	+33.3%
		ゴルフ業		2		2			±0人	±0.0%
		上記以外の接客娯楽業		2		1			－1人	－50.0%
	清掃業	ビルメンテナンス業		5		4			－1人	－20.0%
		産業廃棄物処理業		5		3			－2人	－40.0%
		上記以外の清掃・と畜業		2		2			±0人	±0.0%
	警備業			1		5			＋4人	+400.0%
	上記以外の事業			8		6			－2人	－25.0%
	小計			90	1	92	＋1人		＋2人	+2.2%

資料出所　四日市労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」　注：死亡者数は内数であらわしたもの。

令和3年度　労働保険の年度更新について

令和3年度労働保険の年度更新期間は
令和3年6月1日（火）～7月12日（月）です。

＊年度更新の申告書は三重労働局または四日市労働基準監督署への郵送、または電子申請でも受け付けており、窓口に出向くことなく申告できます。また年度更新に関することや期間内に申告・納付の手続きが困難な場合にはコールセンターまでご相談ください。

【お問合せ先】年度更新コールセンター　℡0800-555-6780
（開設期間　5月31日から7月16日　受付時間　平日9時から17時まで）

雇用型テレワークを活用する皆様へ

『テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン』が令和3年3月25日改定されました。

ガイドラインにおけるテレワークの導入に際しての留意点の概要は以下のとおりです。

1　テレワークを円滑かつ適切に制度として導入し、実施するに当たっては、導入目的、対象業務、申請等の手続き、費用負担等について、あらかじめ労使で十分話し合い、ルールを定めておくことが重要です。

2　対象業務については、テレワークに向かないと安易に結論づけるのではなく、管理者側の意識を変えることや、業務遂行の方法の見直しを検討することが望まれています。

3　テレワークを実施するに当たっては、労働者本人の納得の上で、対応を図る必要があります。テレワークの対象者を選定するに当たっては、正規雇用労働者、非正規雇用労働者といった雇用形態の違いのみを理由としてテレワーク対象者から除外することのないよう留意してください。また在宅勤務を希望しない労働者について、サテライトオフィス勤務やモバイル勤務を利用することも検討してください。なお新入社員、中途採用の社員及び移動直後の社員は、業務を円滑に進める観点から、コミュニケーションの円滑化に特段の配慮をすることが望まれています。

　ガイドラインにおけるその他の事項や助成金等の情報をお知りになりたい方は下記のお問合せ先にアクセスしてください。

【お問合せ先】
- テレワーク総合ポータルサイト　https://telework.mhlw.go.jp/
- テレワーク相談センター
  ℡0120-861009（土日祝12月29日～1月3日を除く　9:00～17:00）

2021年度定時総会を開催

ー事業計画・収支予算承認されるー

一般社団法人四日市労働基準協会

本年度の定時総会は、新型コロナウィルス感染拡大防止対策として、滞在時間を短縮するため、祝辞その他は簡略化して総会（議事）のみとするとともに、会員の皆様の健康と安全を第一に考え、密集・密接等を避けるため、可能な限り、委任状提出による対応をお願いし、ご理解とご協力を得て、会場を四日市都ホテルから当協会の1階会議室に移して、去る5月19日(水)午後3時30分から開催いたしました。

ご臨席いただきました2名（西田三重労働局長様、松田四日市労働基準監督署長様）をご紹介させていただいた後、山崎会長が議長となり、次の3議案について審議され、いずれも原案どおり承認されました。ご承認いただきました事業計画・予算の適正な執行に、事務局一同、積極的に努めてまいります。今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第1号議案　2020年度事業報告及び収入支出決算並びに公益目的支出計画実施報告書の承認について

第2号議案　2021年度事業計画(案)並びに収入支出予算(案)の承認について

第3号議案　任期満了に伴う役員の改選について

なお、例年、総会終了後に会費制により意見交換会を開催し、協会の事業運営等についてのご意見を頂戴していたところですが、本年度も同感染症予防対策のため中止しました。

～会長・副会長選任～

2021年度定時総会終了後に開催された理事会において会長・副会長が選任されました。

会長（再任）　山崎長徳
副会長（再任）　伊藤豊久
副会長（新任）　下田典史

～事務局からのお知らせ～

この度、令和3年6月末日をもちまして当協会事務局事務員早川久美子が定年退職いたしました。皆様から長年に亘りお世話になり誠にありがとうございました。

後任には、斉藤悦子が就任しました。会員皆様方の引き続きのご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

講習・教育

開催月日 月	開催月日 日	種別	修了者数（ ）内 申込定員
4	5·6·7·8	新入者安全衛生教育	176
	13～14	職長等教育［建設業を除く］	23
	23	熱中症予防対策労働衛生教育	28
	27	ＫＹＴ実践研修	26
5	12～13	職長等教育［建設業を除く］	22
	22	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	23
	28	低圧電気取扱業務特別教育	56
6	1～2	職長等教育［建設業を除く］	21
	4·6	クレーン運転業務特別教育	延期
	9～10	安全管理者選任時研修	29
	11～12	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	24
	15～17	第一種衛生管理者免許試験準備講習	20
	22	ＫＹＴ実践研修	（24）
	24	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	（45）
7	2～4	アーク溶接等業務特別教育	（30）
	6	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	（30）
	8	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	（90）
	10	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	（25）
	13～14	職長等教育［建設業を除く］	（24）
	16·18	クレーン運転業務特別教育［延期分］	（40）
	20	特定粉じん作業従事者特別教育	（30）
	21	ＫＹＴ実践研修	（24）
	29	職長等能力向上教育［製造業］	（30）
8	2·3	玉掛け技能講習 【実技は、4・5のいずれか1日】	（60）
	4	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	（45）
	6	ＫＹＴ実践研修	（24）
	18～19	職長等教育［建設業を除く］	（24）
	24·29·9/4～5	フォークリフト運転技能講習	（20）
	8/24～27	〃	（20）
	24·31·9/1～2	〃	（20）
	26～27	安全衛生推進者養成講習	（30）
	30～31	職長・安全衛生責任者教育	（24）
9	3·5	クレーン運転業務特別教育	（30）
	8～9	安全管理者選任時研修	（30）
	10～11	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	（30）
	14	ＫＹＴ実践研修	（24）
	16	衛生推進者養成講習	（45）
	22	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	（45）
	28～29	職長等教育［建設業を除く］	（24）

協会のうごき

開催月日 月	開催月日 日	事項	場所
4	15	会計監査	当協会応接室
	16	総務委員会（2021年度第1回）	当協会会議室
	20	安全衛生委員会（2021年度第1回）	当協会会議室
	22	理事会（2021年度第1回）	当協会会議室
5	7	正副委員長会議（2021年度第1回）	当協会会議室
	〃	編集委員会（2021年度第1回）	当協会会議室
	19	2021年度定時総会	当協会会議室
	25	安全衛生セミナー（第1回）	当協会会議室
8	5	正副委員長会議（2021年度第2回）	当協会会議室
	〃	編集委員会（2021年度第2回）	当協会会議室
	10	安全衛生セミナー（第2回）	当協会会議室
9	17	安全衛生委員会（2021年度第2回）	当協会会議室

働く妊産婦・事業主・産婦人科医等の皆さまへ

母性健康管理指導事項連絡カードを改正します！（令和３年７月１日適用）

令和３年３月31日付けで母性健康管理指導事項連絡カードの様式を改正し、７月１日から適用します。

▶▶母性健康管理措置とは

●男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後１年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

母性健康管理措置には、次のような措置があります。

●妊娠中の通勤緩和　●妊娠中の休憩に関する措置
●妊娠中または出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）
●また、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置（※）として、妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置があります。
（※適用期間は、令和2年5月7日から令和4年1月日まで。）
※なお、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等を、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

▶▶母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）とは

●事業主が、上記の母性健康管理措置を適切に講じるために、指導事項の内容が事業主に的確に伝達され、講ずべき措置の内容が明確にされることが最も大切です。このため、男女雇用機会均等法に基づく指針で、母性健康管理指導事項連絡カードの様式が定められています。

働く妊産婦の皆さま
主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため**母健連絡カード**を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主の皆さま
母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト「女性にやさしい職場づくりナビ」
https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/

女性労働者の母性健康管理のために
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html

厚生労働省　都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

会員事業場のご紹介

「先進的な技術を活用し、安全・安心に働ける事業所を目指して」

味の素株式会社

1. 味の素株式会社東海事業所の概要

東海事業所は、1962年（昭和37年）に設立され、敷地面積は234,000㎡（約7万坪）、従業員数はグループ会社含め約870名が働く事業所です。

設立当時は、うま味調味料「味の素」の生産を行っておりましたが、現在は調味料・健康基盤食品・甘味料・界面活性剤・医薬品など様々な製品を製造し、お客様に「食と健康」をお届けしています。

2. 従業員の安全･安心への取組み

事例を2つ紹介いたします。

①先ずは、バイタルセンサー導入の取組みについてです。これまで、例えば従業員が夜間や休日に職場で倒れていても、その方の状態や位置情報が把握出来ないという課題が有りました。そこで、当社では従業員のバイタルや位置情報をリアルタイムに把握出来るバイタルセンサーを導入し、安全管理体制を強化しました。当社が導入したウォッチ型デバイスでは、作業者の心拍･体温・転倒を把握出来ると共にGPSでは分からない立体的な位置情報を把握することが可能となりました。また、体調不良や転倒等で動けなくなった場合に作業者自らが緊急情報を発信する機能も持たせました。

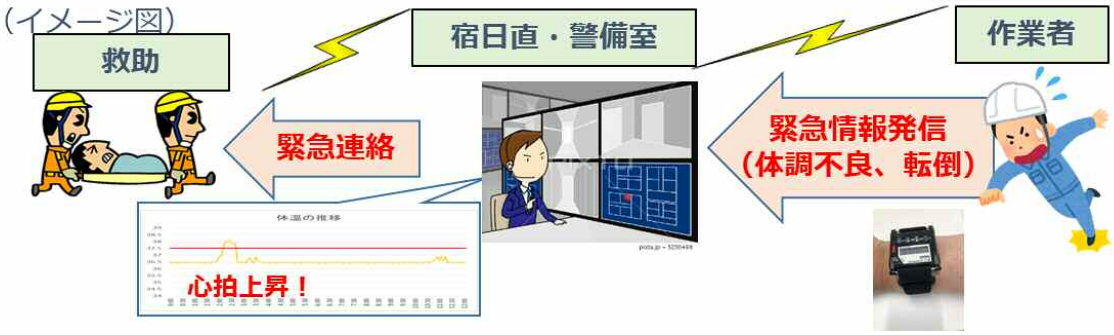

②次に、ドローンの活用です。現在東海事業所では予防的設備点検への運用や作業者の危険業務の解消を目的に積極的にドローンの導入を進めています。対象は主に転落リスクのある高所作業や酸欠や巻き込まれリスクの高い入槽作業となります。昨年9月に、四日市消防本部の御協力も得て120ｍの三脚煙突の点検を実施致しましたが、想像を超えた解像度で隈なく点検が出来ることが分かりました。予備点検で不具合箇所に当たりをつけることで人が行う高所作業などの頻度を削減し、安全性の向上だけで無くコスト削減も可能であると考えています。

3. おわりに

2020年より、新型コロナウィルス感染症による不安な世の中が続いておりますが、当社では皆さまに製品を通じて「食と健康」を安定して届け続けられるよう、今後も事業所で働く従業員の安全・安心に向けた取組みを推進してまいります。